

令和7年度 総合評価落札方式の一部改訂について

(港湾空港関係:工事)

令和7年6月
北陸地方整備局 港湾空港部

【適用時期】

○本資料に関する見直しは、令和7年7月1日以降に公告を行う案件より適用します。

【留意事項】

- 本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。
- 個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認下さい。
- 問い合わせ窓口:北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室(☎025-370-6607)

目 次

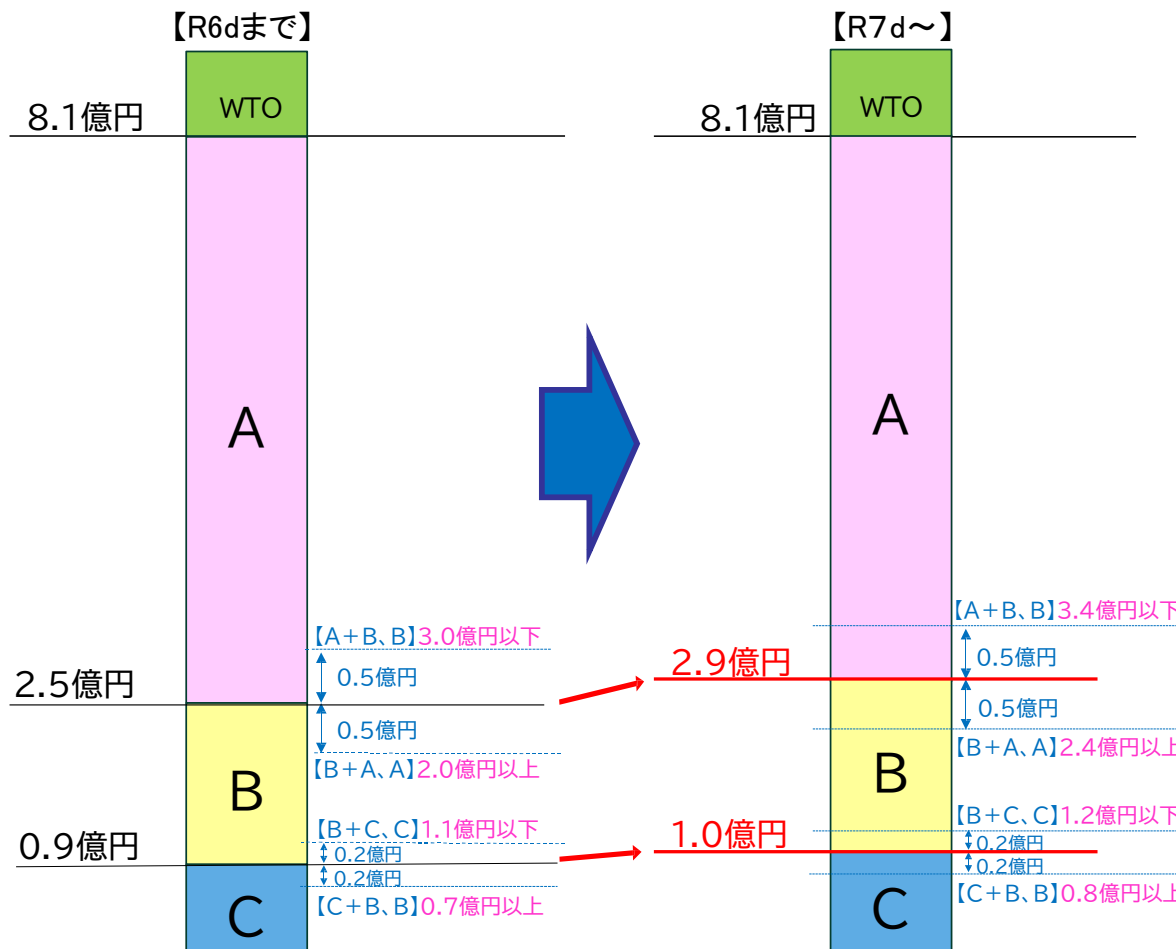
1. 発注標準の見直しについて【工事】
2. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について（対象工事の拡大）【工事】
3. 施工能力評価型Ⅰ型（チャレンジ型）において求める施工計画の項目数について【工事】
4. 主任（監理）技術者の配置変更について【工事】

1. 発注標準の見直しについて

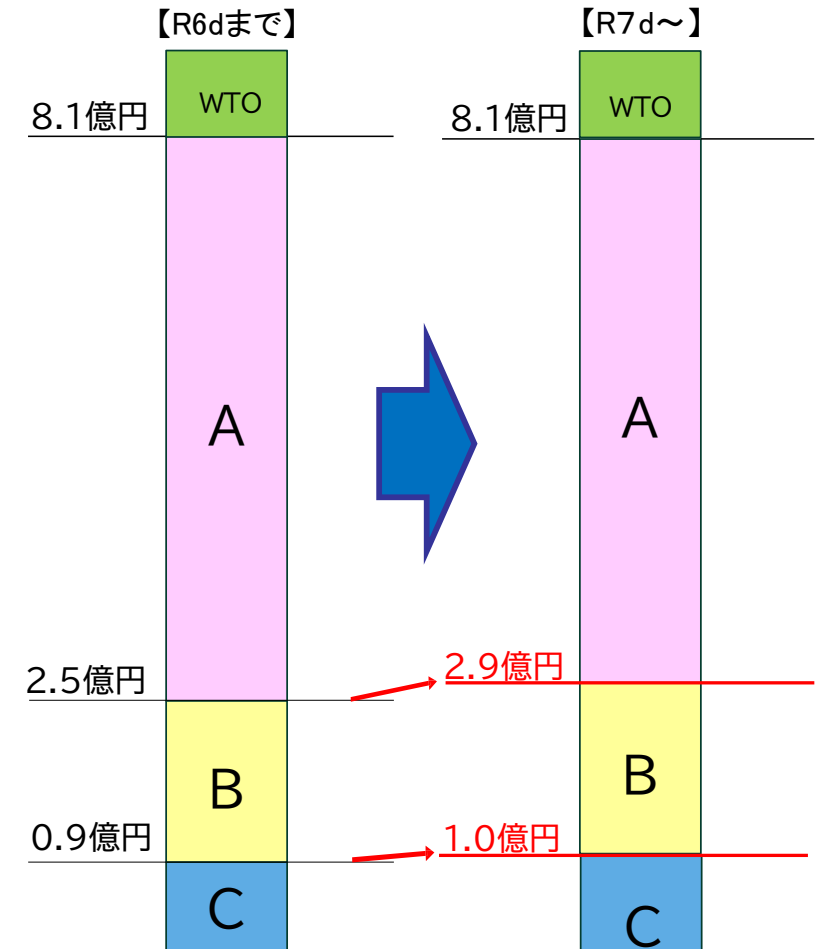
- 令和7年度に契約する工事から各工種区分の発注標準金額が引き上げられた。

R7.4月以降契約案件～

(港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事)



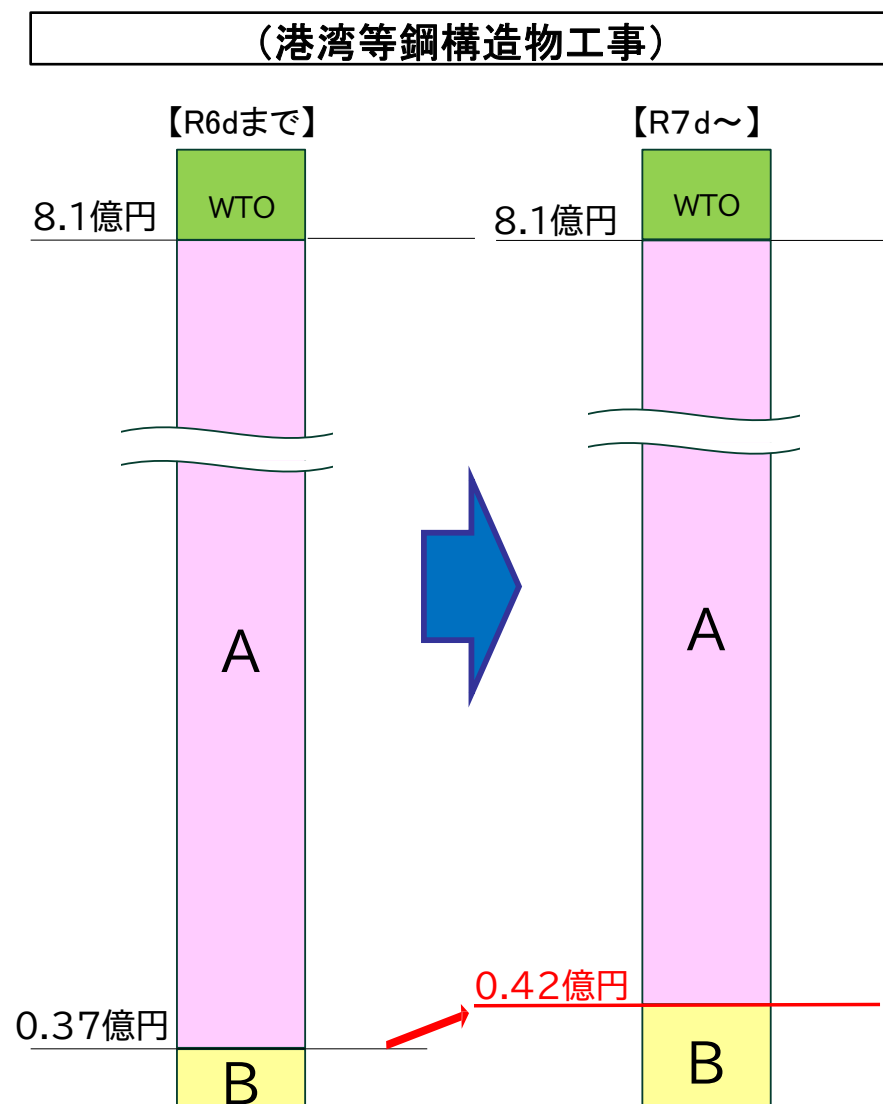
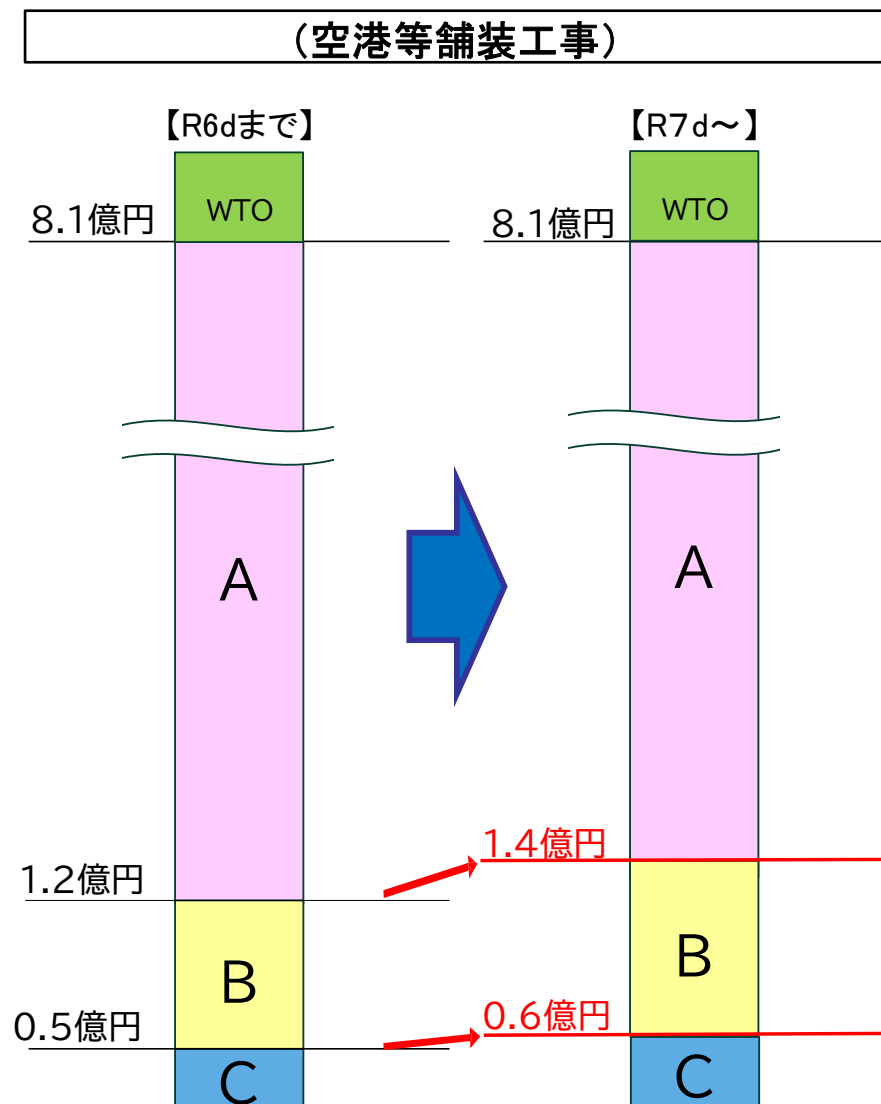
(空港等土木工事)



1. 発注標準の見直しについて

- 令和7年度に契約する工事から各工種区分の発注標準金額が引き上げられた。

R7.4月以降契約案件～



2. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価（対象案件の拡大）

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等の取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組の対象案件を拡大する。

【対象案件】

H29年4月～：港湾土木工事（WTO対象）で段階選抜方式を行う工事を対象

R 6年7月～：港湾土木工事A等級の全ての工事に拡大

R 7年度 ～：全ての工種区分・等級（建設コンサルタント業務等を含む）に拡大

【現行】

- ・港湾土木（WTO）対象工事
- ・港湾土木（A等級）対象工事

拡大

【R7d～】※10月1日以降の公告案件から適用

- ・全ての工事（総合評価落札方式）
- ・全ての業務（プロポーザル方式）
（総合評価落札方式）

【評価項目・評価基準】

次に示すいずれかの認定を受けていること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）
- ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）



3. 施工能力評価型 I 型（チャレンジ型）において求める施工計画の項目数について

- 現行において、I 型（チャレンジ型）で求める施工計画は、特に重要と考えられる施工方法の「2 項目」について記述することとしている。
- 工種が少ない工事や能登半島地震に係る災害復旧工事の場合は、求める施工方法の項目数を「1 項目」として設定することができるものとする。

R7.5月以降公告案件～

総合評価タイプ	現行			
	項目数	満点	施工計画の配点	評価方法
施工能力評価型 I 型(標準)	1 項目	—	—	可・不可
施工能力評価型 I 型(チャレンジ型)	2 項目	30 点	最大15 点/項目	点数化
	—	—	—	—



改訂後			
項目数	満点	施工計画の配点	評価方法
1 項目	—	—	可・不可
2 項目	30 点	最大15 点/項目	点数化
1 項目	15 点	最大15 点/項目	点数化

I 型（チャレンジ型）の配点

	<A等級>		<A等級以外>	
	【2項目】	【1項目】	【2項目】	【1項目】
①施工計画	30 点	15 点	30 点	15 点
②企業の能力等	5 点	5 点	4 点	4 点
③技術者の能力等	5 点	5 点	4 点	4 点
④地域精通度・貢献度	—	—	2 点	2 点
加算点合計	40 点	25 点	40 点	25 点
⑤施工体制評価点	30 点	30 点	30 点	30 点
⑥標準点	100 点	100 点	100 点	100 点
合計点	170 点	155 点	170 点	155 点

4. 主任（監理）技術者の配置変更について

○ 担い手育成・確保のため主任（監理）技術者の変更要件を一部緩和（試行）

WTOの場合(従来通り) R7.6月以降の公告案件から順次適用

期 間	①契約日から工事着手日 1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	特になし	・死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等 ・①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合 ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合
変更後の 技術者の要件	監理技術者に求める競争参加要件を満たしていること(同種工事要件など)	

WTO以外の場合(要件緩和)

期 間	①契約日から工事着手日 1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降	
変更動機	特になし	・死亡、傷病、 出産、育児、介護 又は退職等 ・①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合 ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合	出産、育児、介護 (工事期間中は他工事への配置は不可)
変更後の 技術者の要件	監理技術者に求める競争参加要件を満たしていること(同種工事要件など)		
	変更前の技術者と同等以上の技術力が確保されること。		変更前の技術者と同等以上の 技術力を問わない (<u>変更前の技術者の評価合計点※ の50%以上を満たす者とする</u>)

※総合評価落札方式における技術者の能力等の評価点

【主任(監理)技術者の変更イメージ】

